



(様式1)

平成 27 年 11 月 18 日

京丹後市議会議長 様

会 派 名 丹政会
代表者氏名 池田 恵一

調査研究等計画書

下記のとおり計画しましたので届け出ます。

記

1 日程

平成 27 年 11 月 24 日(火)～26 日(木)

2 場所

- 岩手県紫波町
- 秋田県横手市
- 衆議院第二議員会館(東京都千代田区永田町2丁目1-2)

3 目的

- 循環型社会の形成に関する調査研究
テーマ:住民主体の循環型まちづくり
- 「食と農」による地域振興に関する調査研究
テーマ:食と農からのまちづくり
- 国の制度に関する研修を行い、議員の資質向上を目的とする。
テーマ:国のTPP対策と京丹後市における農業活性化について

4 該当する政務活動費の用途項目

調査研究費

5 概算経費

¥480,340-

6 参加議員名

池田恵一、岡田 修、藤田 太、和田正幸、谷津伸幸

7 参考添付資料等

別紙参照

1日目 紫波町

テーマ:住民主体の循環型まちづくり

市民太陽光発電事業や木質バイオマス関連事業、生ごみ液肥化事業等、京丹後市においても様々な循環型の事業を実施しているが、市民の主体性が発揮されているとは言い難い状況もある。紫波町の住民主体の循環型まちづくりを視察することで、市民参加の在り方について参考にしたい。

- 紫波町の循環型まちづくりについて
 - 紫波町市民参加型おひさま発電事業について
 - 再生可能エネルギー導入施設の見学
 - 有機資源の循環利活用施設の見学
- 市民参加について
 - 政策形成への市民の関わり
 - 事業実施の課題
 - 事業の評価(成果)

2日目 横手市

テーマ:食と農からのまちづくり

京丹後市議会では、食のまちづくりに関する調査特別委員会を設置して、食をキーワードとした政策形成を模索している。市民参加による地産地消の取り組みや食文化の継承や発信など地域資源の活用や売れる仕組みづくりを、本市の食のまちづくりの参考としたい。

- 食と農からのまちづくりについて
 - 『食と農』チーム・プラスYについて
 - 学校給食実状調査・検討事業について
 - グリーンツーリズム「また、来てみたい」横手発見事業について
 - 横手市特産品開発支援事業について
- 市民参加について
 - 政策形成への市民の関わり
 - 事業実施の課題
 - 事業の評価(成果)

3日目 (衆議院第二議員会館)

テーマ:国のTPP対策と京丹後市における農業活性化について

TPPの大筋合意を受けて、マスコミ等では以下の報道が連日のように流れている。

- 農産品の8割が関税撤廃
- 生産コストを下げるために農業の規模拡大
- 耕作放棄地の課税 1.8 倍に 移転促し農地集約
- 農地貸し出し、補助金増額を検討 TPP対策で政府
- 畜産農家の損失補填を法制化
- 農家の収入を保険で補償

京丹後市においては、耕作放棄地の多くは中山間にあり、水源の確保や農道管理、有害鳥獣対策等、単に農業の規模拡大という事では解決しない課題も多い。今回、国が検討している各種対策を本市において如何に活用し、地域の雇用と経済に資する政策提言を図り、産業として再生産可能な農業にしたい。

視察行程表

月日	スケジュール	
11月24日(火)	6:05	京丹後市
		丹海バス
	9:00	伊丹空港
	10:50~12:15	J-AIR2183 便
	12:40	花巻空港
	13:20	紫波町役場
	13:30~	調査研究 紫波町の循環型まちづくり
	18:00	ホテル到着
宿泊先	ホテルルートイン横手インター	
住所	〒013-0063 秋田県横手市婦気大堤田久保下117	
TEL	0182-35-8311	
11月25日(水)	9:00	ホテル出発
	9:20	横手市役所
	9:30~	調査研究 横手市「食と農」からのまちづくり
	14:00	北上駅
	14:29~17:24	やまびこ 50号
	17:40	東京駅
	18:00	ホテル到着
	宿泊先	ダイヤモンドホテル
住所	〒102-0083 東京都千代田区麴町1-10-3	
TEL	03-3263-2211	
11月26日(木)	9:00	ホテル出発
	9:30	衆議院議員第二会館
	9:30~12:30	調査研究 国のTPP対策と京丹後市における 農業活性化について
	14:00	東京駅
	14:30~17:06	のぞみ 41号
	18:19	新大阪駅
		丹海バス
	21:40	京丹後市

平成27年度 政務活動費

概算経費

平成27年09月15日

日付	科目	摘要	備考	交付決定	交付確定
04月10日	交付決定額	交付限度額＝会派構成員数×@180,000円		900,000	
	交付確定済額	既に交付額が確定し清算された額	4月 1日 ~ 9月30日		
	交付確定済額	既に交付額が確定し清算された額	10月 1日 ~ 3月31日		
	交付未確定額	交付決定額の内、交付確定されていない額			

政務活動		日付	科目	摘要	内訳	領収書NO	支出	収入
40	循環型社会の形成に関する調査研究 【視察先】 紫波町（11月24日）		旅費－調査研究費	宿泊費	ルートイン横手インター シングル×5室		34,500	
41		旅費－調査研究費	宿泊費	ダイヤモンドホテル シングル×5室		52,000		
42		旅費－調査研究費	鉄道等運賃	丹後海陸交通（京丹後市－大阪往復） 5名		15,000		
43		旅費－調査研究費	鉄道等運賃	JR新幹線（北上－東京）やまびこ50号 5名		67,350		
44		旅費－調査研究費	鉄道等運賃	JR新幹線（東京－新大阪）のぞみ41号 5名		71,250		
45		旅費－調査研究費	鉄道等運賃	日本航空（伊丹－花巻）JAL		197,500		
46		旅費－調査研究費	レンタカー使用料	トヨタレンタリース（7人乗り）		14,100		
47		その他経費－調査研究費	委託料	農協観光 京丹後営業所		2,700		
48		その他経費－調査研究費	保険料	旅行傷害保険 5名		3,000		
49		旅費－調査研究費	燃料代	160円/L 200km		5,000		
50	国の制度に関する研修 （11月26日）		旅費－調査研究費	有料道路等通行料金	紫波IC-横手IC		2,360	
51		旅費－調査研究費	有料道路等通行料金	横手IC-北上江釣子IC		1,580		
52		その他経費－調査研究費	手土産	@3,000円×3個		9,000		
53		資料印刷費－調査研究費	負担金	紫波町 @1000円×5名		5,000		
			政務活動費交付確定を申請する額					480,340



(様式 2)

27 年 12 月 7 日

京丹後市議会議長 様

会 派 名 丹政会
代表者氏名 池田 恵一



調査研究等報告書

下記のとおり実施しましたので報告します。

記

1 日程

平成 27 年 11 月 24 日 (火) ~26 日 (木)

2 場所

- 秋田県横手市
- 岩手県紫波町
- 衆議院第二議員会館 (東京都千代田区永田町 2 丁目 1-2)

3 目的

- 「食と農」による地域振興に関する調査研究
テーマ：食と農からのまちづくり
- 循環型社会の形成に関する調査研究
テーマ：住民主体の循環型まちづくり
- 国の制度に関する研修を行い、議員の資質向上を目的とする。
テーマ：国の TPP 対策と京丹後市における農業活性化について

4 該当する政務活動費の使途項目

調査研究費

5 支出経費の内訳と金額

別紙

6 参加議員名

池田恵一、岡田修、藤田 太、和田正幸、谷津伸幸

7 調査研究成果の概要、所見

- 「食と農」による地域振興に関する調査報告書 (別紙)
- 国の制度に関する調査報告書 (別紙)

※ 循環型社会の形成に関する調査研究については、公共交通機関のトラブルにより 6 時間遅延したため中止となった。

8 成果物、資料等

「食と農」による地域振興に関する調査報告書

テーマ 食と農からのまちづくり

25日（水）9時00分～11時00分

説明人 横手市

【視察先概要】

秋田県南部の億羽山脈や出羽丘陵などに囲まれた横手盆地の中央にあり、市内には一級河川の雄物川や横手川が流れ、冬の伝統行事「かまくら」に象徴されるように、日本海側有数の豪雪地帯としても知られている。人口は95,175人。平成17年10月1日に、（横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村及び大村）が合併し、秋田県第二の人口規模となった。特産品は、横手やきそば、いぶりがっこ、ぶどう、さくらんぼ、りんご、すいか、清酒、漬物、干し餅、大森ワイン、十文字ラーメン、いものこ等。

【調査の目的】

京丹後市議会では、食のまちづくりに関する調査特別委員会を設置して、食をキーワードとした「まちづくり」の政策形成を模索している。市民参加による地産地消の取り組みや食文化の継承や発信など地域資源の活用や売れる仕組みづくりを、本市の食のまちづくりの参考とする。

【調査内容】

横手市「食と農」からのまちづくり

横手市は、平地の約8割が農用地という良好な環境があり、昔から「麴」を中心とした発酵文化など、伝統食文化がある。

食と農からのまちづくり推進の背景には、地域を活性化するために、横手の基幹産業である農業と食にかかわる産業を元気にしたいとの考えがある。また、食と農にかかわる産業を活性化するためには、地産地消の推進と県外への販路開拓による消費拡大が欠かせない。地元特産品の良さを再確認し、発展させ、地元さらに県外に認知してもらうことで、消費拡大を図っている。

主な活動として、よこて発酵文化の発信、ブランド創り、農業所得向上の取り組み強化がある。

主な取り組み

① よこて発酵文化の発信

地域の伝統、文化、技術である「発酵」をキーワードとして、市民、民間企業、行政が連携し、地域住民が安心して夢と希望をもって暮らせるためのまちづくりを目指すことを目的として、全国発酵食品サミットを開催し全国各地で続けている。又発酵塾を開催し市民の啓蒙活動にも力を入れている。

「発酵文化のまちづくり事業」には、発酵技術による元気な農産物をつくり、発酵技術の応用により新しい産業を興し、発酵食品を食べて健康に暮らすというコンセプトがあり、啓蒙活動として発酵のメカニズムや横手の発酵文化・食文化などを学びなが

ら、発酵部会が毎年味噌作りを行っている。発酵を生かした土づくりは微生物農業としてのトリコデルマ菌の実証実験を行っている。

※トリコデルマ菌：カビの一種で、土壌中の有機物を植物が吸収しやすい無機物に分解する役割を持ち、作物の生長を促進する。

② ブランド創り

全国的なブランドにする活動に取り組むには、認知度を上げるために市民公募により、横手の食と農をイメージしたロゴマークを制作して、統一化を図り前面に押し出している。地産池消・食育の取り組みの実践により、顔が見える流通（食の安心安全）を促進し、自分の身の回りで出来ることを実行していく「チーム・プラスY活動」を推進して、多くの市民がブランド創りに参加している。

③ 農業所得向上の取り組み強化

攻めの農業の取り組みとして、発酵文化の強みを生かし、農産物・特産品の開発、特産品の開発支援、商品のPR、売するための商談会研修に取り組んでいる。仙台や首都圏での直売所設置や海外商業施設等でのプロモーション活動が行われている。特産品向上の取り組みとして、燻製の技術を競う「いぶりんピック」が行われている。

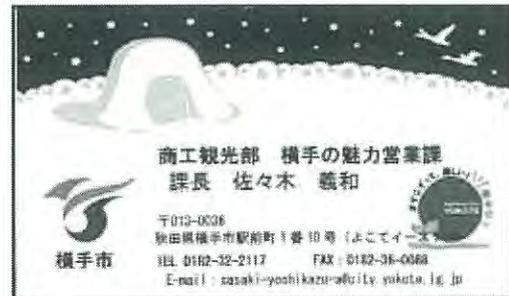
【所見】

横手市の平地の8割を占める農業用地では、果樹や露地野菜の生産が盛んで、古くからの発酵文化などの伝統的な食文化をブランド創りに生かして、農業所得の向上に取り組んでいる。

農業ブランド創造課・横手の魅力営業課が、特産品のマーケティングとプロモーションを担い、商工会・農業団体・JA・婦人会・醸造業団体・学校など、市民と一緒にチーム・プラスYとして様々な事業を展開している。

地域の強みである発酵をキーワードとして農産物や商品をブランド化や売するための商談会研修をはじめ、実際の商談に農家の方も出向くことは市場調査にもなり、とても良い取り組みだ。

京丹後市においても、横手市のブランド戦略や農業所得向上の取り組みを参考として、一日も早い「京丹後市ブランド」創りが必要である。



循環型社会の形成に関する調査研究書

テーマ 住民主体の循環型まちづくり

25日(水) 13時30分～15時30分

説明人 紫波町

【視察先概要】

紫波町は、岩手県盛岡市と花巻市の中間に位置し、面積は239キロ㎡で人口34千人である。農業が盛んである。町営型浄化槽整備事業や小学校低学年からの英語学習などが特色である。27年度一般会計予算は134億円。

【調査の目的】

市民太陽光発電事業や木質バイオマス関連事業、生ごみ液肥化事業など、京丹後市では様々な環境型の事業を実施しているが、市民の主体性が発揮されているとは言い難い状況もある。紫波町の住民主体の環境型まちづくりを視察することで、市民参加の在り方について参考にしたい。

【調査内容】

紫波町は、環境と福祉のまちを目指して、平成12年6月に「新世紀未来宣言」を発表した。さらに平成13年6月に「紫波町循環型まちづくり条例」を制定し、行政と住民が一体となった「環境型まちづくり」の第一歩を踏み出した。

「紫波町環境・循環基本計画」で「資源循環」「環境創造」「環境学習」「交流」の4つの方針を掲げて取り組んでいる。

1、「資源循環」のまちづくり

～資源を有効活用する資源循環～

① 自然の恵みを大地に返す

～有機資源の100%資源活用を目指す～

すべての生ごみを循環活用する取り組みを進めている。有機資源循環施設「エコ3センター」で、生ごみと家畜排せつ物の併せ処理による堆肥を製造している。

② 森の恵みを活かし、豊かなもりを創る

～森資源の活用と森林再生を目指す～

森林資源の有効活用。公共施設の整備には、町産木材を使用し、町内業者や町民が施設整備に直接携わっている。保小中学校の木造建築や木質ペレットなど製造している。

③ 捨てない、燃やさない、埋め立てしない

～焼却ごみゼロを目指す～

焼却ごみゼロを目指して、3R活動やマイバック運動に取り組んでいる。

2、「環境創造」のまちづくり

～今ある環境を保全・創造～

① すべての生き物と共生する

～百年後の町内自然公園化を目指す～

すべての生き物が共生するために、町内自然公園化を目指して、動物と棲み分けがで

きる取り組みを進めている。中学校での総合学習や町有林の植林に取り組んでいる。

② 参加から参画へ

～協働によるまちづくりを目指す～

町民が環境への負荷を削減するために、住宅用太陽光発電施設・ペレットストーブなどの導入経費に対して補助金を交付している。

3、「環境学習」のまちづくり

～世代間、地域で暮らしから学ぶ環境学習～

① 地元を知り、自分たちで守る

～環境意識と行動の日常化～

平成13年に「紫波みらい研究所」を設立して、多くの環境学習や環境啓発活動を行っている。環境マイスターの養成などに取り組んでいる。

② 食は生命の源

～食育による健康の保持増進を目指す～

学校給食への供給や食の文化や農業への理解を深める取り組みを進めている。食育講座の開催。

4、「交流」のまちづくり

～環境・循環を通じた交流～

① 自然の恵みを活かした町内外の交流

～交流人口200万人を目指す～

町の環境により、人々が魅せらせ、集まり、会話が生まれることにより町の活性化につながる取り組みを行っている。環境・循環PRセンターでのまちづくり情報発信。

主な取り組み

① 有機資源循環施設「エコ3センター」事業

この施設の建設費は約12億円で、平成16年度から稼働し、堆肥製造・粉炭・木酢液製造・木質ペレットを製造している。堆肥は農家を中心にほぼ完売で、町民には350円/袋(40L、12kg)で販売している。粉炭は1300円/100L。木質ペレット35円/kg。

② 森林資源の有効活用

- ・ 地元木材の活用として、建築経費の一部補助(木材1㎡当たり9000円または13500円のエコクーポン券を交付したり、固定資産税の1/2を5年間減免している。
- ・ 「間伐材を運び隊」は、隊員45名で、年代は20代から70代で構成され、毎月一回第2週の土曜日に活動している。

③ 環境型エコプロジェクト推進

CO₂排出削減を目的とした10事業を実施する。クーポン券(商品券)による町内循環による経済効果。「エコ・ショップしわ」*環境に配慮した店舗を認定する紫波町独自の制度。現在18店舗 事業は太陽光・ペレット・使用済み食用油・ペットボトルキャップの回収・植林、間伐材・集団資源回収・など。

④ 紫波町市民参加型おひさま発電事業

公共施設の屋根を民間事業者に貸し出す。市民ファンドの運用が必須で町負担は発生しないこととなっている。屋根貸しの使用料(㎡当たり100円)は、町の環境事業の経費に

充当している。公共施設 39 箇所を募集して、11 施設が稼働している。

⑤ 紫波中央駅前エネルギーステーション計画

冷暖房施設に再生可能エネルギーを利用を推進する。対象施設は役場新庁舎(27年4月)、庁舎関連付属施設、住宅57戸でエネルギーステーションから木質チップボイラーで冷暖房熱を供給するシステムである。順調にしている。

【所見】

今回の視察研修は、当日飛行機の整備不良によりキャンセルになるスタートであった。しかし翌日、紫波町から連絡を頂き、視察をできることになった。そこで町会議員の作山秀一福祉文教常任委員長、松村寿弘環境政策室長の丁寧な説明や新庁舎やエネルギーステーションなど見学させて頂き、当初の目的通りの視察研修ができた。

紫波町は、環境型まちづくりを進めるうえでの基本事項を定めている。また全国でもめずらしい「です、ます調」で表現されている。主な特徴は、環境型まちづくり委員会を設置して、毎年広報で成果指標・49項目を公表している。

京丹後市でも、バイオマス、太陽光をはじめ「再生可能エネルギー」の地域展開を進めている。木質バイオマス利用促進事業の「木の駅プロジェクト」は、紫波町と同じように出荷した木材にモリ券に換金する事業に24年度から取り組んでいる。3年で出荷数や登録店は増加しているが、出荷数が不足している状況にある。今後木質バイオマス利用の啓発や出荷者確保、周知が必要で、発展的に見直し本格的に進める必要がある。木質バイオマス利用促進事業や生ごみ資源化事業の市民参加の実現に向けた事業の実施に向けた予算措置を望む。



子供たちの笑顔があふれる街に
紫波町議会議員
福祉文教常任委員会委員長
予算決算常任委員会副委員長
作山 秀一
〒028-3392 TEL・FAX (019) 672-5457
ホームページ 090-2972-7963

いわてけん しらかほり
岩手県 紫波町
産業部 環境課 循環政策室
まつむら としひろ
循環政策室長 **松村 寿弘**
Matsumura Toshihiko
〒028-3392
岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1
電話 019-672-2111 (2250) FAX 019-672-2311
E-mail 0162286@town.shirahori.iwate.jp

国の制度に関する調査報告書

テーマ 国のTPP対策と京丹後市における農業活性化について

13日(月) 13時00分～14時30分

説明人 農林水産省

【調査の目的】

TPPの大筋合意を受けて、マスコミ等では以下の報道が連日のように流れている。

- 農産品の8割が関税撤廃
- 生産コストを下げるために農業の規模拡大
- 耕作放棄地の課税1.8倍に 移転促し農地集約
- 農地貸し出し、補助金増額を検討 TPP対策で政府
- 畜産農家の損失補填を法制化
- 農家の収入を保険で補償

京丹後市においては、耕作放棄地の多くは中山間にあり、水源の確保や農道管理、有害鳥獣対策等、単に農業の規模拡大という事では解決しない課題も多い。今回、国が検討している各種対策の研修を行い、本市における農業を再生産可能な産業にするため、地域の雇用と経済に資する政策形成の検討材料とする。

【調査項目】

- TPPの農業分野における影響と国の対策について
- 耕作放棄地及び有害鳥獣等の中山間地域における対策
- 地域ブランドと戦略的なマーケティングと流通

【調査内容】

1. 日本以外の国の関税撤廃等の状況(対日、農林水産品・単位%)

国	即時撤廃	2～11年目まで 撤廃	12年目以降 撤廃	非撤廃 (TRQ消滅等)
アメリカ	55.5	37.8	5.5	1.2
カナダ	86.2	7.9	0.0	5.9
オーストラリア	99.5	0.5	0.0	0.0
メキシコ	74.1	17.2	5.1	3.6
マレーシア	96.7	1.2	1.7	0.4
シンガポール	100.0	0.0	0.0	0.0
チリ	96.3	3.2	0.0	0.5
ペルー	82.1	11.9	2.0	4.0
N Z	97.7	2.3	0.0	0.0
ベトナム	42.6	52.3	4.5	0.6
ブルネイ	98.6	1.4	0.0	0.0
日本(参考)	51.3	27.5	2.2	19.0(443品)

2. 中山間地域等における対策直接支払制度

中山間地域等について、農業生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う中山間地域等直接支払制度がある。

平成 12 年度から実施され、平成 27 年度から第 4 期対策(平成 27 年度～平成 31 年度)が開始され、法律に基づいた安定的な措置として実施されることになる。地域で取り組んでいる農業生産活動は、洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体におよぶ効果をもたらすものとなる。このような取り組みの重要性に鑑み、中山間地域等直接支払制度では、国が費用の半分を負担し、地方自治体を通じて支援を行っている。

中山間地域等においては、高齢化や人口減少が著しく農業や集落の存続を懸念する声があり、この制度を有効に活用し、農業生産の維持を通じて、多面的機能の確保、地域の活性化に結びつけていきたいと考えている。

① 農地中間管理機構の運用状況

《目標》「今後 10 年間で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される(現状 5 割)」

《実績》「担い手の利用面積のシェア：平成 26 年度末 50.3% (昨年度末 48.7%)」

- 担い手の利用面積(ストック)のシェアは、平成 12 年度の 27.8%から平成 22 年度の 48.1%に上昇した後、ここ数年間停滞していたが平成 26 年度には再び上昇に転じ、50.3% (担い手の利用面積としては、約 6 万 ha の増加) 担い手への農地集積・集約化へ再び動き出した。
- 農地中間管理機構の平成 26 年度(初年度)の実績には、平成 27 年度 3 月末までに機構が借り入れた面積は 2 万 9 千 ha、同日までに転貸した面積は 2 万 4 千 ha。この他機構が買い入れた面積は 7 千 ha、売り渡した面積は 7 千 ha。したがって、賃借、売買合わせて機構に権利移転した面積は 3 万 6 千 ha、機構からの権利移転は 3 万 1 千 ha。旧農地保有合理化時代の実績(賃借で 2～3 千 ha、売買を含めて 8～11 千 ha)と比べると、賃借だけでも約 10 倍、売買を含めたトータルでは約 3 倍に拡大。
- 目標を達成するためには、早期に機構を軌道に乗せ実績を大幅に拡大することが必要。

	H12	H17	H22	H23	H24	H25	H26
担い手の利用面積 (ha)	1,343	1,806	2,207	2,185	2,220	2,208	2,271
集積率 (%)	27.8	38.5	48.1	47.9	48.8	48.7	50.3

《課題》

1. 農地中間管理機構が、旧農地保有合理化法人の時代から大きく変わっておらず、地域農業のデベロッパーとしての自覚が十分でない。また、それにふさわしい役員等の体制になっていないところが多い。
 - 機構役員の多くは、県庁OBやJA関係者。企業経営者や農業法人経営者は 1 割のみ
 - 現地で農地集積のコーディネーターの質・量も不十分

2. 人・農地プラン（市町村が作成）など、地域においてまとまった農地を機構に貸し出す方向での話し合いが進んでいないところが多い。
3. 農地の所有者が農地の貸し付けに踏み切れない。

《機構を軌道にのせるための方策》

1. 農地中間管理機構及び都道府県の抜本的な意識改革と役員等の体制整備を求める。
 - 各都道府県の機構ごとの実績をランク付けするとともに毎年度公表。
 - 実績を上げた都道府県に対して、各般の施策について配慮する仕組みを検討。
 - 役員体制の再構築を求め、現地で農地集積のコーディネーターの質・量の確保。
 - 農地中間管理機構等に改善状況を報告してもらい、必要があれば一層の改善を要請。
2. 人・農地プランの本格化に向けた見直しなど、地域内の農業者の話し合いを着実に進め、機構がまとまった農地を借りられるよう、農地の出仕の掘り起こしを行う。
 - 市町村に対し、農地の集積・集約化に向けた人・農地プランの見直しなど、地域内の農業者の話し合いを着実に進め、機構がまとまった農地を借りられるよう、都道府県を通じて協力を要請。
 - 市町村の人・農地の状況を、都道府県が調査の上、毎年度公表。
3. 農地の所有者農地中間管理機構への農地貸付のインセンティブを強化する。
 - 農地中間管理機構への貸付け等を通じて、遊休農地の解消や農地利用の効率化を図るため、農地保有に係る課税の強化、軽減等によるインセンティブ、ディスインセンティブの仕組みについて政府全体で検討。
4. その他
 - 就農人口の減少を食い止めるうえでとりわけ重要なのは、耕作面積の4割を占める中山間地である。少子高齢化が進むうえ規模拡大が難しく、後継者が育ち難い。

農林水産省
大臣官房国際部国際経済課

課長補佐
櫻井 健二

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL: 03-3591-6753 FAX: 03-3591-6755
E-mail: kenji_sakurai@mm.maff.go.jp

農林水産省 
経営局 農地政策課

農地流動化調整官
齋藤 玉生

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL: 03-3591-1389 FAX: 03-3592-6248
E-mail: tamao_saitou@mm.maff.go.jp

農林水産省 
経営局 保険課

企画官
古田 哲央

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL: 03-6744-7188 FAX: 03-3506-1030
E-mail: tensoo_furuta@mm.maff.go.jp

農林水産省生産局 
畜産部畜産企画課畜産環境・経営安定対策室

課長補佐
丹 菊 直 子

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電 話 03-3802-8111 (代表) 内線 4590
03-3802-8874 (直通)
FAX 03-3802-0873
E-mail: nohko_sakigie@mm.maff.go.jp

《京丹後市の農業における課題》

■土地利用

- 農家の高齢化により、農地の遊休化が進み中、集落等の担い手に農地集積を図る「京力農場プラン」を策定し、効率的な土地利用を進める必要がある。
- 農地中間管理機構との連携により水田、国営開発農地の農用地利用集積を推進していく必要がある。

■担い手

- 認定農業者の平均年齢が上昇傾向にあることから、丹後農業実践型学舎学舎生をはじめ若い担い手の確保・育成を図るとともに、資金や営農技術向上の支援が必要である。
- 認定農業者や集落営農組織への農地集積を推進するとともに効率的で安定した農業経営を図るために機械購入等に対する支援が必要である。

■生産

- 米消費量の減少、米価の低下、安心・安全な農産物を求める消費者動向の中、安心・安全で環境に配慮した特別栽培米の面積拡大と産地間競争力のあるブランド米を推進する必要がある。
- ブランド力のある京野菜や地域の特色を生かした農産物の生産拡大と販売促進に取り組む必要がある。

■流通

- 生産から販売まで手掛けようとする農家が増える中、加工資材の購入支援や商談会等の販路開拓機会の提供など6次産業化や農商工観連携の取り組みを支援する必要がある。
- 市内小中学校における地産地消の取り組みを進めるとともに、消費者の求める「農産物づくり」や「認知度向上」に取り組み、地産都消を推進する必要がある。

■地域づくり

- 農村地域の過疎化・高齢化が進む中、農業を通じて集落再生の取り組みを行う集落、地域への支援が必要である。

■農業基盤整備

- 農地集積、農業用機械の大型化に対応できる水田の大区画化及び汎用化等のための農業基盤整備を進める必要がある。
- 老朽化に伴う農業用水路施設等の計画的な改修が必要である。

■有害鳥獣対策

- 有害鳥獣捕獲の担い手確保対策、有害鳥獣捕獲頭数の増加に伴う捕獲個体の処理方法を検討する必要がある。
- 集落の高齢化・農家の減少傾向の中、有害鳥獣の防除体制等の整備を進める必要がある。

平成27年度 政務活動費

概算経費

平成28年01月10日

日付	科目	摘要	備考	交付決定	交付確定	交付残高
04月10日	交付決定額	交付限度額＝会派構成員数×@180,000円		900,000		900,000
	交付確定済額	既に交付額が確定し清算された額	4月1日～9月30日		335,457	564,543
	交付確定済額	既に交付額が確定し清算された額	10月1日～3月31日			
日付	科目	摘要	内訳	支出	収入	未清算高
	政務活動		領収書NO			
40	旅費－調査研究費	宿泊費	ルートイン横手インター シングル×5室	34,500		34,500
41	旅費－調査研究費	宿泊費	ダイモントホテル シングル×5室	47,000		81,500
42	旅費－調査研究費	鉄道等運賃	丹後海陸交通(京丹後市－大阪往路) 5名	14,500		96,000
43	旅費－調査研究費	鉄道等運賃	丹後海陸交通(京丹後市－大阪復路) 5名	15,500		111,500
44	旅費－調査研究費	レンタカー使用料	トヨタレンタリース(7人乗り)	12,400		123,900
45	旅費－調査研究費	鉄道等運賃	JR新幹線(北上－東京)やまびこ50号 5名	26,400		150,300
46	旅費－調査研究費	鉄道等運賃	JR新幹線(東京－新大阪)のぞみ41号 5名	27,500		177,800
47	旅費－調査研究費	鉄道等運賃	JR乗車券(北上－新大阪) 5名	64,800		242,600
48	旅費－調査研究費	鉄道等運賃	日本航空(伊丹－花巻) JAL	197,500		440,100
49	その他経費－調査研究費	委託料	農協観光 京丹後営業所	2,700		442,800
50	その他経費－調査研究費	保険料	旅行傷害保険 5名	3,000		445,800
51	旅費－調査研究費	燃料代	233km	2,576		449,040
52	旅費－調査研究費	有料道路等通行料金	北上江釣子IC-横手IC	1,580		450,620
53	旅費－調査研究費	有料道路等通行料金	横手IC-紫波IC	2,360		452,980
54	旅費－調査研究費	有料道路等通行料金	紫波IC-北上江釣子IC	940		453,920
55	その他の調査研究費	手土産	@1,080円×3個	3,240		456,496
56	その他の調査研究費	タクシー代	東京駅－ホテル	1,360		457,856
57	その他の調査研究費	タクシー代	東京駅－ホテル	1,450		459,306
58	その他の調査研究費	タクシー代	ホテル－衆議院第2議員会館	1,450		460,756
59	その他の調査研究費	タクシー代	ホテル－衆議院第2議員会館	1,540		462,296
60	その他の調査研究費	タクシー代	衆議院第2議員会館－東京駅	730		463,026
61	その他の調査研究費	タクシー代	衆議院第2議員会館－東京駅	730		463,756
62	会派政務活動費				10,500	453,256
	政務活動費交付確定を申請する額				453,256	

様式第5号（第5条関係）



平成28年 2月29日

京丹後市議会議長 様

会派名 丹政会
代表者名 岡田 修
(電話) [Redacted]

政務活動費実績報告書

平成27年 4月21日付け7総務第246号により交付決定のあった政務活動費に係る下記の実施期間における政務活動が完了したので、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 政務活動費の額 549,543円
- 2 政務活動費の対象となる経費の内訳

区分	金額	政務活動費を充てた主な活動
調査研究費	453,256	食に関するまちづくりの調査研究
研修費	0	
広報費	198,158	丹政会議会だより（全戸折込）
広聴費	0	
要請・陳情活動費	0	
合計	651,414	

- 3 政務活動の実施期間（該当期間に○）

	上半期（4月から9月）	○	下半期（10月から3月）
--	-------------	---	--------------

※ 添付書類

- (1) 政務活動の実施状況及び成果を確認できる書類
- (2) 政務活動費の支出額及びその用途に関する書類
- (3) 政務活動費の支出に係る領収書の原本（確認後に返付します。）

平成27年度 政務活動費 収支報告書

自 平成27年10月1日 - 至 平成28年2月29日

【支出の部】

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
交付金の対象とできる費用 ……A	651,414	
① 調査研究費	453,256	
② 研修費	0	
③ 広報費	198,158	
④ 広聴費	0	
⑤ 要請・陳情費	0	
交付金の対象とならない費用 ……B	10,500	タクシー代、手土産
支出合計 ……C=A+B	661,914	

【収入の部】

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
政務活動費交付確定を申請する額 ……D	549,543	D < C
参考	交付決定額 …… a	885,000 交付限度額=会派構成員数×@180,000円 (2/25議長就任により会派離脱-15,000円)
	交付確定済額 …… b	335,457 既に交付額が確定し清算された額
	交付未確定額 …… c=a-b	549,543 交付決定額の内、交付確定されていない額
自主財源 ……E	112,371	
会派政務活動費	112,371	会派からの支出金
その他の収入	0	個人負担金
収入合計 ……F=D+E	661,914	

実績報告に基づく収支を上記の通り報告する。

平成28年 2月29日 会計責任者

谷津伸幸

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例に基づく額の内、
実績報告書と共に交付の確定を申請する額

549,543 円

会 派 内 監 査 報 告

本年度の政務活動に係る収支報告書につきまして、
帳簿並びに関係証票書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認める。

平成28年 2月29日 会派代表者

岡田 修

経理責任者

和田正幸

平成27年度 政務活動費 出納帳

平成28年02月29日

日付	科目	摘要	備考	交付決定	交付確定	交付残高			
04月10日	交付決定額	交付限度額=会派構成員数×@180,000円		900,000		900,000			
	交付確定済額	既に交付額が確定し精算された額	4月1日～9月30日		335,457	564,543			
	交付確定済額	既に交付額が確定し精算された額	10月1日～3月31日						
政務活動	日付	科目	摘要	内訳	領収書NO	支出	収入	未清算高	
40	12月17日	旅費-調査研究費	宿泊費	ルートイン横手インター シングル×5室		34,500		34,500	
41		旅費-調査研究費	宿泊費	ダイヤモンドホテル シングル×5室		47,000		81,500	
42		旅費-調査研究費	鉄道等運賃	丹後海陸交通(京丹後市-大阪往路) 5名		14,500		96,000	
43		旅費-調査研究費	鉄道等運賃	丹後海陸交通(京丹後市-大阪復路) 5名		15,500		111,500	
44		旅費-調査研究費	レンタカー使用料	トヨタレンタリース(7人乗り)		12,400		123,900	
45		旅費-調査研究費	鉄道等運賃	JR新幹線(北上-東京)やまびこ50号 5名	H2711-01	26,400		150,300	
46		旅費-調査研究費	鉄道等運賃	JR新幹線(東京-新大阪)のぞみ41号 5名		27,500		177,800	
47		旅費-調査研究費	鉄道等運賃	JR乗車券(北上-新大阪) 5名		64,800		242,600	
48		旅費-調査研究費	鉄道等運賃	日本航空(伊丹-花巻) JAL		197,500		440,100	
49		その他経費-調査研究費	委託料	農協観光 京丹後営業所		2,700		442,800	
50		その他経費-調査研究費	保険料	旅行傷害保険 5名		3,000		445,800	
51		11月25日	旅費-調査研究費	燃料代	233km	H2711-02	2,576		449,040
52		11月24日	旅費-調査研究費	有料道路等通行料金	北上江釣子IC-横手IC	H2711-03	1,580		450,620
53		11月25日	旅費-調査研究費	有料道路等通行料金	横手IC-紫波IC	H2711-04	2,360		452,980
54	11月25日	旅費-調査研究費	有料道路等通行料金	紫波IC-北上江釣子IC	H2711-05	940		453,920	
55	11月23日	その他の調査研究費	手土産	@1,080円×3個	H2711-06	3,240		456,496	
56	11月25日	その他の調査研究費	タクシー代	東京駅-ホテル	H2711-07	1,360		457,856	
57	11月25日	その他の調査研究費	タクシー代	東京駅-ホテル	H2711-08	1,450		459,306	
58	11月26日	その他の調査研究費	タクシー代	ホテル-衆議院第2議員会館	H2711-09	1,450		460,756	
59	11月26日	その他の調査研究費	タクシー代	ホテル-衆議院第2議員会館	H2711-10	1,540		462,296	
60	11月26日	その他の調査研究費	タクシー代	衆議院第2議員会館-東京駅	H2711-11	730		463,026	
61	11月26日	その他の調査研究費	タクシー代	衆議院第2議員会館-東京駅	H2711-12	730		463,756	
62		会派政務活動費					10,500	453,256	
63	02月25日	会派政務活動費		議長就任により会派離脱につき、差額分を会派で負担			15,000	438,256	
64	02月29日	広報誌・報告書等印刷費-広報費	印刷代			135,108		573,364	
65	02月29日	新聞折込料-広報費	新聞折込料			63,050		636,414	
66		会派政務活動費					86,871	549,543	
		政務活動費交付確定を申請する額					549,543		

平成27年度 政務活動費 出納帳

平成28年02月29日

日付	科目	摘要	備考	交付決定	交付確定	交付残高			
04月10日	交付決定額	交付限度額=会派構成員数×@180,000円		900,000		900,000			
	交付確定済額	既に交付額が確定し精算された額	4月1日～9月30日		335,457	564,543			
	交付確定済額	既に交付額が確定し精算された額	10月1日～3月31日						
政務活動	日付	科目	摘要	内訳	領収書NO	支出	収入	未清算高	
40	12月17日	旅費-調査研究費	宿泊費	ルートイン横手インター シングル×5室		34,500		34,500	
41		旅費-調査研究費	宿泊費	ダイヤモンドホテル シングル×5室		47,000		81,500	
42		旅費-調査研究費	鉄道等運賃	丹後海陸交通(京丹後市-大阪往路) 5名		14,500		96,000	
43		旅費-調査研究費	鉄道等運賃	丹後海陸交通(京丹後市-大阪復路) 5名		15,500		111,500	
44		旅費-調査研究費	レンタカー使用料	トヨタレンタリース(7人乗り)		12,400		123,900	
45		旅費-調査研究費	鉄道等運賃	JR新幹線(北上-東京)やまびこ50号 5名	H2711-01	26,400		150,300	
46		旅費-調査研究費	鉄道等運賃	JR新幹線(東京-新大阪)のぞみ41号 5名		27,500		177,800	
47		旅費-調査研究費	鉄道等運賃	JR乗車券(北上-新大阪) 5名		64,800		242,600	
48		旅費-調査研究費	鉄道等運賃	日本航空(伊丹-花巻) JAL		197,500		440,100	
49		その他経費-調査研究費	委託料	農協観光 京丹後営業所		2,700		442,800	
50		その他経費-調査研究費	保険料	旅行傷害保険 5名		3,000		445,800	
51		11月25日	旅費-調査研究費	燃料代	233km	H2711-02	2,576		449,040
52		11月24日	旅費-調査研究費	有料道路等通行料金	北上江釣子IC-横手IC	H2711-03	1,580		450,620
53		11月25日	旅費-調査研究費	有料道路等通行料金	横手IC-紫波IC	H2711-04	2,360		452,980
54	11月25日	旅費-調査研究費	有料道路等通行料金	紫波IC-北上江釣子IC	H2711-05	940		453,920	
55	11月23日	その他の調査研究費	手土産	@1,080円×3個	H2711-06	3,240		456,496	
56	11月25日	その他の調査研究費	タクシー代	東京駅-ホテル	H2711-07	1,360		457,856	
57	11月25日	その他の調査研究費	タクシー代	東京駅-ホテル	H2711-08	1,450		459,306	
58	11月26日	その他の調査研究費	タクシー代	ホテル-衆議院第2議員会館	H2711-09	1,450		460,756	
59	11月26日	その他の調査研究費	タクシー代	ホテル-衆議院第2議員会館	H2711-10	1,540		462,296	
60	11月26日	その他の調査研究費	タクシー代	衆議院第2議員会館-東京駅	H2711-11	730		463,026	
61	11月26日	その他の調査研究費	タクシー代	衆議院第2議員会館-東京駅	H2711-12	730		463,756	
62		会派政務活動費					10,500	453,256	
63	02月25日	会派政務活動費		議長就任により会派離脱につき、差額分を会派で負担			15,000	438,256	
64	02月29日	広報誌・報告書等印刷費-広報費	印刷代			135,108		573,364	
65	02月29日	新聞折込料-広報費	新聞折込料			63,050		636,414	
66		会派政務活動費					86,871	549,543	
		政務活動費交付確定を申請する額					549,543		

領 収 証

Receipt

領収証No. 151028-0525-0001
ReceiptNo.Received From
丹政会 様印紙税申告納
付につき神田
税務署承認済

領収金額 The sum of	¥445,800 - (JPY)
--------------------	------------------

領収日 2015.12.17
Receipt date上記の金額正に領収いたしました。
The abovementioned sum of money is duly received.但し 11/24~26東北視察旅費として
In payment of

入金内訳 (Form of payment)

入金内訳 (Form of payment)	金額 (Payment)
■ 現金 (Cash)	¥445,800
小切手 (Check)	
銀行振込 (Bank remittance)	
クレジットカード (Credit card)	
旅行券 (Travel ticket)	
ギフト券 (Gift ticket)	
その他 (Other)	
合計金額 (Total)	¥445,800

東京都千代田区外神田 1 - 1 6 - 8


 株式会社農協観光

NOKYO TOURIST CORPORATION

発行店舗：京都丹後営業支店
(Office)

印

担当者印の無いもの並びに金額訂正のものは無効となります。

What amount of correction will be disabled as well as those with no indication personnel.



貸渡料金精算明細書 (兼 ご請求書)

Rental Agreement

お客様控

貸渡人

株式会社トヨタレンタリース岩手

北上駅新幹線東口店
北上市川岸1-3-1

電話番号0197-65-0100

RA610R
発行年月日:平成 27年11月25日
貸渡No.: 0440274

借受人 名称 池田 恵一様
住所 京都府京丹後市丹後町間人1496

項目	予定料金	精算料金
基本料金	14,100	12,400
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(0%)	0	0
*	0	0
小計	14,100	12,400
免責補償料	ご加入	ご加入
特別装備料	0	0
添付品料金	0	0
ワンウェイ料金	0	0
燃料代		2,576
引取配車料	0	0
ご利用額	14,100	14,976
リース無償代車		0
NOC		0
免責実費料		0
お支払額	14,100	14,976
内消費税	1,044	1,108
予約金	0	0
船乗車券	12,400	12,400
当日預り金	0	0
預り金合計	12,400	12,400
マイル・ポイント利用	0	0
ご請求金額	1,700	2,576

<お貸しする車両>

貸渡車両 ウィッシュ(09/4-) 燃料 ガソリン
登録No 岩手 500わ8326

料金クラス W1 車両クラス W1

<ご利用内容>

	予定貸渡	貸渡	メーター(Km)
着	11月25日18時00分	11月25日16時33分	83,124
発	11月24日17時33分	11月24日17時33分	82,891
利用分	1日 0時間27分	0日23時間00分	233

料金種別 その他 料金割引率 0%

添付品

乗車人数 5名
返却営業店舗 北上駅新幹線 0197-65-0100 返却府県 県内

運転者氏名 池田 恵一様

現金	2,576
この請求金額内額	

HP711-02

印紙

領収書

丹政会 殿

No. 189404

金額	¥2576	
----	-------	--

但しレンタカー使用料 (No. 0440274)

リースカー使用料 (No.)

保険料 その他 ガソリン代として

内消費税

上記金額正に領収致しました

平成 27年 11 月 25 日

株式会社トヨタレンタリース岩手

本社 〒020-0016 盛岡市
TEL (019)

取扱者印

現金		¥2,576
小切手		
ご入金	手形	
金内額	振込	
	口座振替	
	相殺	
クレジット		
合計		¥2,576-

<input type="checkbox"/> 盛岡店 TEL(019)652-0100	<input type="checkbox"/> 大船渡店 TEL(0192)26-0100
<input type="checkbox"/> 盛岡駅南口店 TEL(019)622-0100	<input type="checkbox"/> 大船渡駅前店 TEL(0192)22-0100
<input type="checkbox"/> みたけ店 TEL(019)646-0100	<input type="checkbox"/> 大船渡駅前店 TEL(0192)22-0100
<input type="checkbox"/> 津志田店 TEL(019)639-0100	<input type="checkbox"/> 大船渡駅前店 TEL(0192)22-0100
<input type="checkbox"/> 二戸駅新幹線口店 TEL(0195)23-0100	<input type="checkbox"/> 大船渡駅前店 TEL(0192)22-0100
<input type="checkbox"/> 新花巻駅西口店 TEL(0198)31-2100	<input type="checkbox"/> 大船渡駅前店 TEL(0192)22-0100
<input type="checkbox"/> 北上駅新幹線東口店 TEL(0197)65-0100	<input type="checkbox"/> 大船渡駅前店 TEL(0192)22-0100



御注意 本証の金額訂正したもの又は取扱者印のないものは無効と致します。
©本領収書の保険料充当額については、正規の保険料領収書が届いた際には無効となります。

H2711-03

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 横手

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
PHS、IP電話の方はこちら
03-5338-7524

15年11月24日18時47分

車種 普通

通行料金 ¥1,580-
(現金)

-入口料金所- 北上江釣子
ハイウェイカードの払戻しを平成28年
3月31日で終了させていただきます。
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
取扱番号213-00271807-00

H2711-04

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 紫波

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
PHS、IP電話の方はこちら
03-5338-7524

15年11月25日12時52分

車種 普通

通行料金 ¥2,360-
(現金)

-入口料金所- 横手
ハイウェイカードの払戻しを平成28年
3月31日で終了させていただきます。
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
取扱番号207-00151155-00

H2711-05

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 北上江釣子

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
PHS、IP電話の方はこちら
03-5338-7524

15年11月25日16時23分

車種 普通

通行料金 ¥940-
(現金)

-入口料金所- 紫波
ハイウェイカードの払戻しを平成28年
3月31日で終了させていただきます。
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
取扱番号209-00211542-00

領 収 証

丹政会 様 28年 2月 29日

¥ 198,158.-

上記の金額正に領収いたしました。

〒629-3101 京都府京丹後市網野町 網野1052

西村印刷株式会社

西村 隆 史

TEL (0772) 72-0765 FAX (0772) 72-3337



「あいさつ」

平素より京丹後市議会への格別のご理解とご声援を賜り、心よりお礼申し上げます。

京丹後市議会は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を基本に議会運営を行っています。

近年、地方分権一括法の施行により、自治体の決定と責任の範囲が拡大されました。

丹政会では、これまでから、市民各種団体との懇談会や、国・府への要望、中央省庁での研修など独自の活動を行っています。

一年間の総括として、政務活動の一端をご報告致し、引き続き京丹後市の発展振興に取り組む所存です。

丹政会一同

循環型社会の形成に関する調査報告書



岩手県紫波町では「資源循環」「環境創造」「環境学習」「交流」の4つの方針を掲げて、まちづくりに取り組んでいます。

食に関するまちづくりの政策形成に係る調査



食と農のまちづくり条例(愛媛県今治市) 今治では、一次産業の振興を生産者の自助努力だけに委ねるのではなく、行政の責務も明確にしています。

市民サービスに直接かかわる国の制度について調査

マイナンバー制度に関する研修 この制度は、納税と社会保障などを一元管理することで、行政事務の効率化と利便性の向上を図る。



市担当者より事前聴き取り 国の制度に関する調査

農水省研修 国のTPPと農業活性化策



中山間地域等における 対策直接支払制度 地域で取り組んでいる農業生産活動は、洪水や土砂崩れを防ぎ、美しい風景や生き物のすみをかを守るなど環境保全があり、その重要性に鑑み、国と地方自治体が支援している。

平成27年度 主な政務活動 (自平成27年4月1日-至平成28年2月20日)

Table with columns for 科目 (Item), 金額 (Amount), and 備考 (Remarks). It details expenses for research, public relations, and income from council members.

政務活動費 収支報告書

政務活動実績

Table listing dates and locations of council activities, such as meetings in Kyoto, Ehime, and other prefectures.

愛媛県今治市
食と農のまちづくり条例

今治市の地産地消と食育の歩みは、30年前の市民運動からスタートした。議員発議による「食糧の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」、学校給食改革を経て、市民生活へ発展し、条例制定以降は、食育や福祉を含めた総合政策へと展開された。



高知県南国市
食育のまちづくり条例

南国市の食育の歩みは学校給食から始まった。平成9年、安心安全な顔の見える地元産の棚田米を学校給食に導入。翌年、全校に家庭用炊飯器を導入し炊き立ての米飯給食が実現した。地産地消が子どもの健康と地域の食文化や農業への理解を深めるとして、平成15年より全校で週5



秋田県横手市
食と農のまちづくり条例

「有機農業の振興」を柱として、農林水産業の振興による、まちづくりを進めている。農林水産業の振興を農林水産業者だけに委ねるのではなく、行政の責務を明確にし、市民、食品関連事業者など、地域に暮らす人々が、地域の農林水産業を支えることを条例により明確にしている。有機農業の拡大運動を図り、市民に安全な農作物を食べて貰い、健全な食生活を推進することで健康増進を図ると共に、遺伝子組み換え作物の栽培抑止や新しい地域ブランドを構築することで、地域の農林水産業を支えている。

京丹後市においても、農林水産業振興に資する総合的な政策が必要である。横手市では、農林部の農業ブランド創造課と商工観光部の横手の魅力営業課が、特産品のマーケティングとプロモーションを担い、商工会・農業団体・J.A. 婦人会・醸造業団体・学校など、市民と一緒にチーム・プラSYとして様々な事業を展開している。

兵庫県豊岡市
「コウノトリ」食と農のまちづくり条例

豊岡市では、コウノトリの野生復帰を目指し、平成19年に豊岡市環境経済戦略としてブランド化への取り組みを開始した。安全・安心なお米とたくさんの生物を育む農法は、世界一難しいと言われる無農薬栽培である。販売戦略として、平成21年度

10a当たり経営試算比較

	慣行栽培	コウノトリ米	
		(無農薬)	(減農薬)
販売収益	101,258円	153,400円	128,870円
栽培助成金	7,500円	22,500円	11,500円
生産経費	110,868円	93,900円	94,480円
差引所得額	-2,110円	82,000円	45,890円
労働時間	22時間	34時間	30時間
時給換算	-96円	2,412円	1,530円
10a当たり収量	514kg	418kg	490kg
30kgの価格	相場	11,000円	7,900円

農産物直売所みほの村市場
(株式会社みほジャパン)

平成2年に設立した直売所は、生産者と委託販売契約を結び農産物や加工品を販売する。生産者はみほ農業経営者会を組織して、各種イベントに取り組み消費者との交流を深め、「農業を産業に」という経営理念のもとに『本物の農産物』を消費者へ安定供給している。

全国の直売所が、農家1戸当たり平均八十万円/年の売上高に対して、みほの村市場は、約十倍の平均八百万円/年を売り上げ、年商は約六億円に上る。設立当初から、農家が農産物に値段を付けられないことに疑問を感じ、まずは農家の意識改革が必要と考え、農家自らが再生産可能な価格決定し販売している。努力する農家が報われる仕組みとして、販売権利金制度を設け、売上目標を達成できない農家にはペナルティも与える。農家の所得向上について何うと、農業分野で環境政策と経済政策をする限り、農業は産業になれない。認定農業者制度では補助金申請に労力を費やしているが、青色申告の農家を認定農業者にすれば、農業を経営的に考えるとという。



「コウノトリ」食と農のまちづくり条例

から「コウノトリ・豊岡」をPRし、市長先頭に豊岡ファンづくりに取り組んでいる。販売ルートは、J.A.たじま、米穀店、生産者、縁故米だが、価格はJ.A.が決定する。作付け面積は年々増加し今では、豊岡市水稲面積の約一割の329haまで増え、イトーヨーカドーでの販売活動、農地訪問キャンペーン、修学旅行の誘致などオール豊岡で消費拡大に取り組んでいる。PPPを契機にニューヨークやミラノなど海外輸出も模索する。

10年後の農業の受け皿として、大規模農家や集落営農組合などが無農薬栽培の農法を守り育てることが重要であり、市場に左右され難いブランド化が、農業経営のカギを握っている。



- 【丹政会所属の議員】** 平成28年2月20日現在
- 代表 池田恵一 (丹後町) 文教厚生常任委員、議会運営委員長、京丹後市役所本庁舎整備調査特別委員、広報編集委員
 - 副代表 岡田 修 (久美浜町) 監査委員、総務常任委員、基地対策特別委員、広報編集委員
 - 幹事長 谷津伸幸 (網野町) 産業建設常任委員長、議会運営委員、食のまちづくりに関する調査特別委員
 - 会計 和田正幸 (久美浜町) 総務常任委員、食のまちづくりに関する調査特別委員
 - 藤田 太 (弥栄町) 文教厚生常任委員、基地対策特別副委員長
- ※ 全議員が予算決算常任委員会に所属しています。

市政に対するご意見、政策提言の他、地域の課題などについて、市民の皆様のご意見をお寄せ下さい。

QRコードでスマホから簡単アクセス

平成27年度 京丹後市議会政務活動費

実績報告審査(調査)資料

提出のあった政務活動費実績報告書について、経費の収支状況、添付資料等確認の結果、下記のとおりとなりました。

つきましては、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例第10条第4項及び第5項の規定により、この内容により市長へ送付してよろしいか伺います。

記

1 実績報告提出会派(無会派議員)名

丹 政 会

2 実績報告の期別

(上半期 下半期)

3 実績報告の額及び審査後の額

区分	実績報告の額	審査後の額	増減
調査研究費	453,256 円	450,256 円	△ 3,000 円
研修費		0 円	
広報費		0 円	
広聴費	198,158 円	198,158 円	0 円
要請・陳情活動費		0 円	
合計	651,414 円	648,414 円	△ 3,000 円

平成27年度 京丹後市議会政務活動費 実績報告チェックシートA(会派等担当者用)

会派等名

【 丹政会 】

上半期分
 下半期分

上半期分
下半期分

連番	規程種別	条項	チェック項目	受理	確認	合議
1	条例	第3条	京丹後市議会基本条例及び政務活動費の交付の趣旨を踏まえた内容であるか	○	○	○
2	条例	第3条	使途の透明性は確保され、市民に対して説明できる内容であるか	○	○	○
3	条例	第5条	別表「政務活動に要する経費」に該当するか	○	○	○
4	条例	第6条	活動期間は4月1日から3月末日の範囲内か	○	○	○
5	条例	第8条	交付申請が提出されているか	○	○	○
6	条例	第9条	交付決定が通知されているか	○	○	○
7	条例	第10条第2項	(上半期の場合)実績報告は10月10日(休日の場合、以後の最も近い休日でない日)までに提出されているか	-	-	-
8	条例	第10条第2項	(下半期の場合)実績報告は3月31日(休日の場合、以前の最も近い休日でない日)までに提出されているか	○	○	○
9	条例	第10条第2項	実績報告に、資料(経費の収支状況、領収証等)は添付されているか	×	○	○
10	条例	第14条	提出された書類の保存用コピーを作成したか	○	○	○
11	施行規則	第5条	実績報告の様式は様式第5号を用いており、必要事項に記入漏れはないか	○	○	○
12	施行規則	第8条	提出された会計帳簿及び領収書等の証拠書類(原本)を返却したか	×	○	○
13	施行規則	第9条第2項	公布の手続きに係る書類を京丹後市情報公開条例第7条に規定する非公開条例をマスキングしたうえ、HP用データとして整備したか(PDF保存)	×	○	○
14	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-①]公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか	×	○	○
15	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-②]日当が支給されていないか	○	○	○
16	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-③]宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか。飲食代が含まれていないか	×	○	○
17	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-④]市内用務に車賃を支出していないか	○	○	○
18	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-⑤]燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか	○	○	○
19	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-⑥]ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか	○	○	○
20	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-⑦]レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に計上されているか	○	○	○
21	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-⑧]タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか	-	-	-
22	運用基準	第4-①	[調査研究費(1)-⑨]議員本人や親族の自家用車の借上料が算入されていないか	○	○	○
23	運用基準	第4-①	[調査研究費(2)]出席者負担金や会費がある場合、懇親会費と明確に区分できる報告になっているか	-	-	-
24	運用基準	第4-①	[調査研究費(4)]文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
25	運用基準	第4-①	[調査研究費(5)]視察先への土産代は、社会通念上妥当とされる範囲になっているか	-	-	-
26	運用基準	第4-①	活動内容報告や行程表等内容が具体的に分かる書類が添付されているか	○	○	○
27	運用基準	第4-①	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	×	○	○
28	運用基準	第4-②	[研修費(1)-①]公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか	-	-	-
29	運用基準	第4-②	[研修費(1)-②]日当が支給されていないか	-	-	-
30	運用基準	第4-②	[研修費(1)-③]宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか。飲食代が含まれていないか	-	-	-
31	運用基準	第4-②	[研修費(1)-④]市内用務に車賃を支出していないか	-	-	-
32	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑤]燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか	-	-	-
33	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑥]ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか	-	-	-
34	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑦]レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に報告されているか	-	-	-
35	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑧]タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか	-	-	-
36	運用基準	第4-②	[研修費(1)-⑨]議員本人や親族の自家用車の借上料が算入されていないか	-	-	-

平成27年度 京丹後市議会政務活動費 実績報告チェックシートA(会派等担当者用)

連番	規程種別	条項	チェック項目	受理	確認	合議
37	運用基準	第4-②	[研修費(2)] 市内で開催されているものか	-	-	-
38	運用基準	第4-②	[研修費(3)-①] 講師の交通費、宿泊費は実費となっているか	-	-	-
39	運用基準	第4-②	[研修費(3)-②] 講師の日当が算入されていないか	-	-	-
40	運用基準	第4-②	[研修費(3)-③] 講師の食事代は、社会通念上妥当とされる範囲内となっているか	-	-	-
41	運用基準	第4-②	[研修費(3)-④] 講師の謝礼金は算定根拠が明記されているか	-	-	-
42	運用基準	第4-②	[研修費(4)] 政党、政治団体、労働組合等が主催する集会、講演会、研修会への参加である場合、内容が政治、政党、選挙活動に当たらず、かつ市政に関するものであるか	-	-	-
43	運用基準	第4-②	[研修費(5)] 文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
44	運用基準	第4-②	活動内容報告書、実施要領、案内文書等の書類が添付されているか	-	-	-
45	運用基準	第4-②	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	-	-	-
46	運用基準	第4-③	[広報費(1)] 広報誌(成果物)は会派で保存されていることを確認したか	○	○	○
47	運用基準	第4-③	[広報費(2)] 報告会の開催の場合、実施(参加)報告書、配布資料等が会派で保存されていることを確認したか	-	-	-
48	運用基準	第4-③	[広報費(3)] 広報誌作成の印刷代がある場合、領収書が添付されているか	×	○	○
49	運用基準	第4-③	[広報費(4)] 文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
50	運用基準	第4-③	[広報費(5)] 広報内容の具体的な例に該当しているか	○	○	○
51	運用基準	第4-③	[広報費(6)] 取り扱うことのできない各事例に該当していないか	○	○	○
52	運用基準	第4-③	実施要領、案内文書、広報誌等が添付されているか	○	○	○
53	運用基準	第4-③	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	○	○	○
54	運用基準	第4-④	[広聴費(1)] 報告書、配布資料等は会派等で保存されていることを確認したか	-	-	-
55	運用基準	第4-④	[広聴費(2)] 参加者等に謝礼を支出した経費が算入されていないか	-	-	-
56	運用基準	第4-④	[広聴費(3)] 印刷代がある場合、領収書が添付されているか	-	-	-
57	運用基準	第4-④	[広聴費(4)] 文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
58	運用基準	第4-④	活動内容報告、実施要領、案内文書が添付されているか	-	-	-
59	運用基準	第4-④	支出することができない経費の事例に該当する経費の算入がないか	-	-	-
60	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(1)] 報告書及び要請・陳情書等が会派等で保存されていることを確認したか	-	-	-
61	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-①] 公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか	-	-	-
62	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-②] 日当が支給されていないか	-	-	-
63	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-③] 宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか。飲食代が含まれていないか	-	-	-
64	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-④] 市内用務に車賃を支出していないか	-	-	-
65	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-⑤] 燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか	-	-	-
66	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-⑥] ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか	-	-	-
67	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-⑦] レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に計上されているか	-	-	-
68	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(2)-⑧] タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか	-	-	-
69	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(3)] 印刷代がある場合、領収書が添付されているか	-	-	-
70	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(4)] 文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	-	-	-
71	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(5)] 内容の各事例に該当する報告であるか	-	-	-
72	運用基準	第4-⑤	[要請・陳情費(6)] 要請先として相当すると認められる要職者であるか	-	-	-
73	運用基準	第4-⑤	活動内容報告や要請・陳情書の写し等の書類が添付されているか	-	-	-
74	運用基準	第4-⑤	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	-	-	-

※ 条例第10条第2項又は第3項による実績報告書を提出すべき期限
 ※ 今回の実績報告書が提出された日
 ※ 会派等担当者による内容の確認及び訂正の完了した日

平成28年 3月 31日
 平成28年 2月 29日
 平成28年 3月 9日

様式第3号（第3条関係）



平成28年2月25日

京丹後市議会議長 様

会派名 丹政会
代表者名 岡田 修
(電話) [Redacted]

政務活動費変更交付申請書

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 異動年月日 平成28年2月25日
- 2 交付申請額
変更前 900,000円
変更後 885,000円
- 2 異動内容

区分	新	旧
会派の名称		
代表者名	岡田 修	池田 恵一
経理責任者名		
所属議員数	4	5
異動のあった所属議員		池田 恵一



様式第4号（第4条関係）

7総務第3740号

平成28年3月8日

丹政会

岡田 修 様

京丹後市長 中山



政務活動費交付決定通知書

平成28年2月25日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

- 1 平成27年度政務活動費交付決定額 885,000円

(参 考) 条例第9条の規定に基づく既交付決定額 平成27年4月13日現在	900,000円
--	----------



7総務第3943号

平成28年3月25日

丹政会

代表者 岡田 修 様

京丹後市長 中山



政務活動費交付確定通知書

平成28年3月15日付けで実績報告の提出を受けた平成27年度政務活動費下半期（10月から3月）について、下記のとおり確定したので、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付確定額 549,543円

様式第7号（第7条関係）



政務活動費交付請求書

請求金額				5	4	9	5	4	3	円
------	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

※右づめにて、金額の頭書に¥を記入すること。

ただし、年度政務活動費

	上半期（4月から9月）	<input type="radio"/>	下半期（10月から3月）
--	-------------	-----------------------	--------------

平成27年4月21日付け7総務第246号により交付決定（額の確定）通知のあった政務活動費について、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例第12条の規定に基づき請求します。

平成28年2月29日

京丹後市長 中山 泰 様

会派名 丹政会

代表者名 岡田 修

(電話)



無会派議員名

(電話)

印

なお、次の口座に振込願います。

金融機関	[Redacted]		
預金種別	[Redacted]	口座番号	[Redacted]
フリガナ	[Redacted]		
口座名義人	[Redacted]		